

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高 橋 善 一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和 7 年 6 月 2 5 日午後 2 時 3 0 分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招 集 委 員 1 4 名

2. 出 席 委 員 1 3 名にしてその氏名は次のとおり

1 番	高橋 善一	2 番	竹田 壮芳	3 番	安達 芳紀
4 番	佐藤 文好	5 番	松田 繁徳	6 番	浅野 厚司
7 番	錦 礼子	8 番	菊地 直子	10 番	倉田 健三
11 番	村越 竜仁	12 番	朝倉 善則	13 番	黒澤 ちよ子
14 番	渡沢 寿				

3. 欠 席 委 員 1 名にしてその氏名は次のとおり

9 番 山岸 誠

4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局 長 山内 美穂
同 上 事務局 長 補佐 小川 正樹
同 上 農 地 係 長 嶋貫 信一郎

5. 付 議 事 件

日程第 1	会議録署名委員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	諸般の報告について
日程第 4	報第 1 1 号 南陽市認定農業者の認定について
日程第 5	報第 1 2 号 農地法第 1 8 条 6 項の規定による通知の報告について
日程第 6	議第 2 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第 7	議第 2 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第 8	議第 2 6 号 南陽市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針の改正について
日程第 9	承第 2 号 南陽市農業委員会事務の実施状況等の公表について

6. 会 議 の 要 領

(開会：ときに午後2時30分)

議長（高橋会長）

令和7年6月18日付け南農委告示第7号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会 委員総会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は、13名であります。

なお、本日欠席する旨の届出があった委員は、9番 山岸誠委員の1名であります。

よって、過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

議長（高橋会長）

それでは、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。

10番 倉田健三委員、11番 村越竜仁委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 10番 倉田 健三委員
 11番 村越 竜仁委員

議長（高橋会長）

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

会期は、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会 委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（高橋会長）

日程第3「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長（高橋会長）

日程第4 報第11号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長

ただいま上程されました、報第11号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和7年5月23日付け農第262号で、南陽市長から本委員会に対し、令和7年6月1日付けで認定農業者として3件を、さらに同日付けで計画変更3件を認定した旨の通知がありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長）

ただいまの報告に対して、質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、報第11号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 次に、日程第5 報第12号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただいま上程されました、報第12号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が1件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長） ただいま、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、報第12号について、ご説明申し上げます。
議案書は4ページをご覧ください。
1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲の田 2, 858㎡を、賃借人の申出により、合意解約するものです。

議長（高橋会長） ただいまの報告に対して、質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、報第12号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 次に、日程第6 議第24号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただいま上程されました、議第24号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転5件、賃借権設定2件の計7件の許可申請がありましたので提案するものであります。
農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただいま、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、議第24号について、ご説明申し上げます。

議案書は5ページと6ページになります。

はじめに、5ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。

1番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲の畑 148㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

2番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲の畑 2,975㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

3番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲の畑 1,419㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

4番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲の畑 1,436㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

5番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲の畑 1,070㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

次に、6ページをご覧ください。賃貸借権設定の申請となります。

今月の賃借権設定2件は、田の賃借権設定で、青田の時期は作付作物の権利関係を明確にするため、申請を控えていただくことが原則ですが、2件とも旧借受人が急遽リタイアされた事情もありまして、今年度の作付けは、申請の借受人が実施することに両者が了解のうえ申請があったものです。

6番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外8筆の田 合計15,542㎡について、新規の1年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

7番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲の田 2,858㎡について、新規の1年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

議長（高橋会長）

ここで、議第24号の現地調査について、担当委員より報告をお願いします。

はじめに、1番の現地調査について、土屋孝推進委員より調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長

6月23日に土屋委員より報告をいただいています。

現地は作付けはされておりましたが、ぬか置場として利用されており、周辺農地に影響がないことを確認したと報告いただいています。

以上です。

議長（高橋会長）

次に、2番の現地調査について、酒井一平推進委員より調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

- 嶋貫農地係長 6月22日に酒井委員よりご報告をいただいています。
申請地は全てが耕作され、周辺農地に影響がないことを確認したと
ご報告いただいています。
以上です。
- 議長（高橋会長） 次に、3番の現地調査について、13番 黒澤ちよ子委員より報告
をお願いします。
- 13番
(黒澤ちよ子委員) 本日、現地を確認してまいりました。
作付けはされておりませんでした、草刈などの管理はされていま
した。
以上です。
- 議長（高橋会長） 次に、4番の現地調査について、本間仁一推進委員より調査してい
ただいておりますので、事務局より報告をお願いします。
- 嶋貫農地係長 本日本間委員より連絡をいただきました。
現地は作付けはされておりませんでした、草刈はされておりまし
て、周辺農地に影響がないことを確認したと報告いただいています。
以上です。
- 議長（高橋会長） 次に、5番の現地調査について、5番 松田繁徳委員より報告をお
願いします。
- 5番
(松田繁徳委員) 6月23日に現地を確認してまいりました。
申請地は全てが耕作され、周辺農地に影響がないことを確認してま
いりました。
以上です。
- 議長（高橋会長） 次に、6番の現地調査について、佐藤卓雄推進委員より調査してい
ただいておりますので、事務局より報告をお願いします。
- 嶋貫農地係長 6月24日に佐藤委員より報告をいただいています。
現地は■■■■さんが既に作付けをしております、周辺農地への
影響はないことを確認したと報告いただいています。
以上です。
- 議長（高橋会長） 次に、7番の現地調査について、2番 竹田壮芳委員より報告をお
願いします。
- 7番
(竹田壮芳委員) 6月23日に現地を確認しまして、問題なく耕作されていることを
確認しました。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。

この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が1名おりますので、分割して審議したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって、本案件は、分割して審議することに決しました。

議長（高橋会長）

それでは、始めに、議第24号 3番の案件について、審議いたします。

ここで、8番 菊地直子委員の退席を求めます。

……………菊地直子委員退席……………

議長（高橋会長）

これより、審議に入ります。

本案件について、質疑、意見を求めます。

質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長）

本案件について、表決いたします。

お諮りいたします。ただいまの3番の案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が全員と認めます。

よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長）

ここで、8番 菊地直子委員の復席を求めます。

……………菊地直子委員復席……………

議長（高橋会長）

次に、議第24号 3番を除く1番から7番までの6案件について審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。

それでは、一括して審議いたします。

本案件について、質疑、意見を求めます。

質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの6案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第7 議第25号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただいま上程されました、議第25号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し1件の許可申請がありましたので、提案するものであります。
関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただいま、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第25号について、ご説明申し上げます。
議案書は7ページをご覧ください。
1番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さんから、▲▲字▲▲ 外1筆の畑 合計533㎡を所有権移転し、駐車場及び雪押場として利用するため、申請があったものです。
当該地は、農地区分第2種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

議長（高橋会長） ここで、現地調査について、4番 佐藤文好委員より報告をお願いします。

4番
(佐藤文好委員) 6月18日に、私と安達芳紀委員、錦礼子委員、嶋貫農地係長の4名で5条1件の現地調査を行いました。
この案件について、申請通りであったことをご報告申し上げます。

議長（高橋会長） これより、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。
ただいまの案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第8 議第26号「南陽市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針」の改正についてを上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただいま上程されました、議第26号「南陽市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針」の改正について、提案理由を申し上げます。

「南陽市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針」は、「農業委員会等に関する法律」第7条の規定に基づき、令和元年7月25日に制定したものでありますが、本指針は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うこととしているため、その改正についてご提案するものであります。

なお、この指針の改正案につきましては、農地専門委員会及び本日開催の最適化推進会議において、委員の皆様から意見をいただき、取りまとめたものとなっております。

ご審議のうえ、決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただいま、事務局長より説明ありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第26号について、ご説明申し上げます。

最適化指針は、農業委員会活動の長期的な目標を設定するもので、先ほど開催されました最適推進会議での説明のとおり、2035年まで10年間において、農地集積集約化、遊休農地の発生防止と解消、新規参入の促進について、数値目標と具体的な推進方法を定めるものです。

前回、令和5年6月26日改定した指針について、3年ごとに委員改選期にあわせて、このたび見直し改正するもので、個別の説明については、推進会議で説明した内容ですので、省略させていただきます。以上です。

議長（高橋会長） これより審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

………なしの声………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします、ただいまの案件について、原案のとおり決定することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

………全員挙手………

議長（高橋会長） 原案のとおり決定することが妥当と認められる委員が全員と認めます。
よって、本案は、原案のとおり決定することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第9 承第2号「南陽市農業委員会事務の実施状況等の公表について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただいま上程されました、承第2号「南陽市農業委員会事務の実施状況等の公表について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農業委員会等に関する法律第37条において、「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。」と規定されていることから、別紙「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について、記載のとおり、公表を行うものであります。
ご確認のうえ、ご承認くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただいま、事務局長より説明ありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

小川事務局長補佐 ただ今提案されました、承第2号について、ご説明を申し上げます。
農業委員会事務の実施状況については、ただいま局長から説明があったとおりで、【農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止、新規参入の促進】などについての活動状況をまとめ、毎年、6月30日までにホームページ上で公表をすることになっております。
議案書は14ページからで、公表となる令和6年度の目標に対する活動の点検・評価については、15ページから20ページまでです。
昨年4月に設定を行った令和6年度の最適化活動の目標における、【担い手への農地の利用集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、農業経営の新規参入促進等】に関する点検内容になっております。
詳細については、先ほどの最適化推進会議でご説明した内容と同じですので省略させていただきます。
以上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（高橋会長）

これより審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑を終結いたします。

議長（高橋会長）

本案件について、表決いたします。
お諮りいたします、ただいまの案件について、原案のとおり承認することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長）

原案のとおり承認することが妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

議長（高橋会長）

以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。
よって、令和7年6月18日付け南農委告示第7号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

(閉会：ときに午後2時50分)